

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第五項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条の二第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第五項に規定するものを除く。）を行う者は、次の各号のいずれかの方法により申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に定める場合は、この限りでない。</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第五項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条の二第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第五項に規定するものを除く。）を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべ</p>

一 前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する方法

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ハ 金融庁長官が告示で定める電子証明書（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、行政機関等が指定する電子証明書

二 識別符号及び暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力する方法

三 識別符号及び暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の使用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）を使用する方法

き行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に定める場合は、この限りでない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

三 金融庁長官が告示で定める電子証明書（前二号に規定するものを除く。）

四 識別符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、生体認証符号等を使用する方法

3 「略」

(氏名等を明らかにする措置)

第五条 法第六条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一 前条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて送信すること。

二 前条第二項第二号の識別符号及び暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力すること。

三 前条第二項第三号の識別符号及び暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等を使用すること。

四 前条第二項第四号の識別符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等を使用すること。

2 法第七条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置は、次の各号に掲げる措置とする。

四 前各号に規定するもののほか、行政機関等が指定する電子証明書

3 「同上」

(氏名等を明らかにする措置)

第五条 法第六条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、前条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第二項各号に掲げるものと併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置をいう。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2 法第七条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること又は第九条第一項ただし書に規定する措置をいう。

一 第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること。

二 識別符号及び暗証符号を処分通知等を行う行政機関等の使用に係る電子計算機から入力すること。

3 法第九条第三項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、行政機関等が電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項第一号イからニまでに掲げるものを付すること又は当該作成等を行った行政機関等を確認するために行政機関等が別に定める措置をいう。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第九条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条の二第四項及び開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定するものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、次の各号のいずれかの方法により処分通知等を行わなければならない。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該処分通知

「号を加える。」

「号を加える。」

3 法第九条第三項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、行政機関等が電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げるものを付すること又は当該作成等を行った行政機関等を確認するために行政機関等が別に定める措置をいう。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第九条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条の二第四項及び開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定するものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四条第二項各号に掲げるものと併せて

等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、この限りでない。

一 当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 識別符号及び暗証符号を処分通知等を行う行政機関等の使用に係る電子計算機から入力する方法

2 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が前項各号又は同項ただし書に規定する措置を行ったものであることを確認することができる機器とともに当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。

〔3・4 略〕

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第十条 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次

当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、この限りでない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

2 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名又は前項ただし書に規定する措置を行ったものであることを確認することができる機器とともに当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。

〔3・4 同上〕

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第十条 〔同上〕

の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の
入力

二 第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の
入力並びに生体認証符号等の使用

三 第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力及び生体
認証符号等の使用

四 「略」

五 前四号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式

一 第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の
入力

「号を加える。」

「号を加える。」

二 「同上」

三 前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。